

広島県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和四十年五月十二日農林省告示第五百三十五号（四に係るものに限る。）、昭和四十一年十月十三日農林省告示第千九百九十七号（四に係るものに限る。）、昭和四十二年五月二十三日農林省告示第七百九十三号（二に係るものに限る。）、昭和四十三年二月二十日農林省告示第六百六十八号（九に係るものに限る。）、昭和四十三年十二月二十八日農林省告示第六百九十五号、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十八号（四に係るものに限る。）、昭和五十七年一月十四日農林水産省告示第五十三号、昭和五十七年七月十三日農林水産省告示第千九百九十二号（三に係るものに限る。）、昭和五十九年八月十八日農林水産省告示第千六百五十八号、昭和六十一年六月二十四日農林水産省告示第九百六十九号（一に係るものに限る。）、平成元年二月二十日農林水産省告示第二百二号（三に係るものに限る。）、平成元年三月六日農林水産省告示第二百九十一号（二に係るものに限る。）、平成元年五月八日農林水産省告示第六百六十八号、平成三年三月二十六日農林水産省告示第三百六十七号（一に係るものに限る。）、平成四年十月十五日農林水産省告示第九百九十二号、平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十四号（四に係るものに限る。）、平成八年十二月四日農林水産省告示第千八百八十一号（一に係るものに限る。）、

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。〕